

# 岐阜県公報

第二千三百八十七号  
平成二十四年十月十二日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 平成二十三年度決算に基づき算定した健全化判断比率  
平成二十三年度決算に基づき算定した資金不足比率  
兼用工作物の管理の方法についての協議  
建築基準法に基づく道路の位置指定  
保安林の指定

### 公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

### 公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
落札者等に関する公示  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
飼料の試験結果  
公共測量の終了  
市街地再開発組合の設立認可  
開発行為の工事の完了  
土地改良区役員の退任及び就任

- (財政課) 六七七
- (同) 六七七
- (河川課) 六七八
- (建築指導課) 六七八
- (郡上農林事務所) 六七九
- (交通企画課) 六八〇
- (環境生活政策課) 六八〇
- (同) 六八一
- (環境管理課) 六八一
- (商業流通課) 六八二
- (畜産課) 六八三
- (用地課) 六八五
- (街路公園課) 六八五
- (建築指導課) 六八六
- (西濃農林事務所) 六八六

## 告示

### 岐阜県告示第四百六十六号

平成二十三年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

(単位：%)

県債赤字比率	連結県債赤字比率	県債公債償比率	将来負担比率
(3.75)	(8.75)	19.7	218.5
		(25.0)	(400.0)

(注) 1 ( ) 内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。

2 県債赤字額及び連結県債赤字額がないため、それぞれ「」を記載した。

### 岐阜県告示第四百六十七号

平成二十三年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十二條第一項の規定により公表する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

会計の名称	資金不足比率
岐阜県水道事業会計	(20.0)
岐阜県工業用水道事業会計	(20.0)
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)

(単位：%)

- (注) 1 ( ) 内には、総額健全化率等を記載した。  
 2 資金不足額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第四百六十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県郡上土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 河川の名称  
木曾川水系曾部地川
- 二 河川管理施設の名称又は種類  
木曾川水系曾部地川左岸堤防
- 三 河川管理施設的位置  
郡上市白鳥町白鳥字坂山七八番四地先から同町為真字山本一一四六番三地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所  
氏名 道路管理者 郡上市長 日置 敏明

住所 郡上市八幡町島谷三二八番地

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から護岸天端までの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十四年九月二十一日から道路が存しなくなる日まで

岐阜県告示第四百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年 月 日 指 定
瑞穂市本田字大正二〇七九番四	四・八三	三・三六	岐建築第九号の八	平成二四・七・二二
同 市横屋字中吹四八二番四	四・四九	二・九〇	岐建築第九号の一〇	同 七・二五
羽島郡笠松町北及字五反田一一五二二番四	四・〇〇	三・四六	岐建築第九号の一	同 七・二二
山県市大字高富字井戸尻二五一〇番四	六・〇一	四・六三	岐建築第九号の二	同 七・三〇
羽島市福寿町平方字橋上三四六番四	四・四〇	三・四六	岐建築第九号の一三	同 八・二〇
瑞穂市牛牧字中尾六八五番四	四・八九	三・三六	岐建築第九号の一四	同 八・三三

羽島郡笠松町米野字黍島五三二番四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
羽島市上中町長間字野崎一九三三番一三	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
羽島郡岐南町伏屋七丁目一四一番四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定

安八郡安八町森部字南沼一六九二番四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
揖斐郡池田町田畑字明田七〇〇番一三及び同番一九	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
揖斐郡大野町大字中之元字長塚七九番六	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
揖斐郡池田町宮地字谷際一〇八九番二九	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
安八郡安八町南今ヶ淵字河原四一五番一及び同番九	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
安八郡安八町南今ヶ淵字中筋五四〇番七	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定

中濃建築事務所

関市上白金字車戸前一五五番一三及び同番一四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
同市稲川字原比三七六番四、三七七番三及び三七九番一	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
同市下有知字小豆畑一一八九番四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
美濃加茂市本郷町二丁目字浦廻間七九五番九及び七九六番一一	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
加茂郡川辺町中川辺字能田二二四番四及び二二一番三の一部	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
美濃加茂市太田町字宝田一九九〇番一六	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定

同 市加茂野町鷹之巢字三十塚 一三五一番四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
加茂郡坂祝町深萱字利正寺三七四番四	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定

東濃建築事務所

中津川市苗木字狩宿四五四七番一八三	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
土岐市妻木町鍛冶ヶ入二四七二番一から二四七四番九まで	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
中津川市駒場字青木四〇八番四から四一三番一九まで	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定
同 市苗木字並松四六三九番一九 の一部から同番一〇三三まで	幅員 延長 メートル	幅員 延長 メートル	指定番号	年指 月日 定

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
郡上市八幡町相生字荒山二七七の三、二七七八、二七二一の三から二七二一の五まで
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成一

委嘱した委員

活動区域	氏名	住	所	委嘱年月日
大垣警察署 管轄区域	岩田 高治	大垣市藤江町		平成二四・九・二二

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人未来育プロジェクトMelikeProject
- 三代 表 者 の 氏 名 山本 美穂子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市蘇原野口町一丁目三二番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子育てにかかわるすべての人の人格・倫理及び学術技能を研鑽し、わが国における健全な親子関係に基づいた健全な子育てという概念の普及向上を図るとともに、子どもの人格と尊厳の尊重、また親側の意識の向上と子育ての質の維持に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あすてつぷ
- 三代 表 者 の 氏 名 後藤 直司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼山崎町七丁目二二五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域における障がい児（者）とその家族

に対して、養育や教育などの広範囲に渡り、子育て支援に関する事業を行い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、さらには障がいのある子ども達もすべての子ども達や市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふ音楽療法協会
- 三代 表 者 の 氏 名 英 通代
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市数田南五丁目一四番一―二号岐阜県シンクタンク庁舎三階
- 五 定款に記載された目的 この法人は、音楽を媒介にして、人々の健康増進や生活の質（QOL）の向上のために、深く音楽療法を学び実践することにより、人々の健康と音楽療法の発展に積極的に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャイルドラインぎふ
- 三代 表 者 の 氏 名 浅野 睦子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市切通六丁目九番七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもの最大限の発達を願ひ、子どもの声を聴き、子ども自身が自らの悩みなど解決する道を探しているヘルプラインとなるための相談等の各種支援を通して、子どもの健全育成に協力し、また子どもに係わるいろいろな団体と連携するなどして子どもが健全に育つまちづくりに寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県放射線監視ネットワークシステム構築業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年7月9日
- 4 落札者を決定した日 平成24年8月20日
- 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区栄3 17 12  
株式会社日立製作所 中部支社  
女社長 湯原 政文
- 6 落札金額 146,265,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県環境生活部環境管理課  
(2) 所在地 岐阜市数田南2 1 1

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カネスエ商事

三 建物の名称及び所在地

カネスエ竹鼻店

羽島市竹鼻町蜂尻宮西二二一

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カネスエ・あーすわん 代表取締役 牛田彰

(変更後) 株式会社カネスエ商事 代表取締役 牛田彰

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カネスエ 代表取締役 牛田彰 外三者

(変更後) 株式会社カネスエ商事 代表取締役 牛田彰 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十月三日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字糸貫川通二一〇〇番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロ一 代表取締役 田代正美 外一四二者

(変更後) 株式会社パロ一 代表取締役 田代正美 外一二九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年九月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カネスエ商事

三 建物の名称及び所在地

カネスエ竹鼻店

羽島市竹鼻町蜂尻宮西二二一

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

株式会社カネスエ商事

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～翌午前〇時三〇分

(変更後) 午前六時三〇分～翌午前〇時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十月三日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字糸貫川通二一〇番一 外

四 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後一〇時三〇分(年間六十日) 午前八時三〇分から

(変更後) 午前六時三〇分～翌午前二時三〇分

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十四年六月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

収去場所 製造事業場等 の名称及び地 区番号	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入)月 年	分 析			結 果					概 要	違反の 内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシ ウム %	りん %	揮発性 窒素 %	水溶性 窒素 %		



11	同上	同上	ノーサン印肉用牛 肥育用配合飼料 ひたさソフレーク	24.06	14.9	3.1	3.8	3.4	0.22	0.51								
12	同上	同上	ノーサン印幼令肉用牛 育成用・配合飼料 わかづし育成	24.06	19.5	3.9	5.4	5.2	0.59	0.63								
13	全国農産物 株式会社東海 工場 豊南 愛知県碧南市 津浦町2番 地の8	高山市八日町 飛騨農産協 同組合スト クボイソント	ライナイーベース	24.06	17.1	4.7	5.3	4.7	0.77	0.48								
14	同上	同上	こだわりナンバー クソ	24.06	17.4	3.9	4.9	5.4	0.84	0.46								
15	同上	同上	ハイランド74	24.06	17.6	3.7	5.6	5.6	0.99	0.57								

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所
- 二 作業種類  
公共測量（道路防災計画）
- 三 作業期間  
平成二十四年七月二十三日から

同 年九月二十八日まで

四 作業地域

加茂郡白川町坂ノ東

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十四年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 組合の名称  
大垣駅南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十四年十月十二日から  
平成二十八年三月三十一日まで





平成二十四年十月十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社